

書面揭示事項のウェブサイトへの掲載について

当薬局（豊岡店、八鹿店、朝来店、戸牧店）では、次に掲げる体制を整備しています。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

●調剤管理料

当薬局の全店舗で、調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況などの情報に加え、お薬手帳や医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴などに基づき、薬学的な分析・評価を行います。その上で、患者さまごとに薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を行い、必要に応じて医師へ処方内容の提案を行います。

●服薬管理指導料

当薬局の全店舗で、服薬管理指導料を算定しています。

個別に作成した薬剤服用歴などを基に、処方薬の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。また、薬剤の基本的な使用方法について説明を行います。

さらに、薬剤服用歴等を参照しながら、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の有無などを把握し、処方された薬剤を適切に使用いただくための説明を行います。薬剤交付後も、服薬状況や体調の変化について継続的な確認を行い、必要に応じて指導などの対応をいたします。

調剤点数表

●調剤点数表（日本薬剤師会資料リンク）

<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/pharmacy-info/document>

調剤報酬点数表に基づき近畿厚生局長に届け出た事項

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし、届出しています。

●調剤基本料

当薬局のうち次の店舗が以下の基準に適合する薬局です。

調剤基本料1（八鹿店、朝来店、戸牧店）

調剤基本料2（豊岡店）

●連携強化加算

当薬局の全店舗が以下の基準に適合する薬局です。

- （1）都道府県知事により第二種協定指定医療機関の指定を受けている。
- （2）感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施している。

- (3) 個人防護具を備蓄している。
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している。
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制を整備している。
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施している。
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成をしている。
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制を整備している。
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、体外診断用医薬品（検査キット）の取扱いをしている。

●後発医薬品調剤体制加算

当薬局のうち次の店舗が以下の基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算1（豊岡店）

後発医薬品調剤体制加算2（八鹿店、朝来店）

●在宅薬学総合体制加算

当薬局のうち次の店舗が以下の基準に適合する薬局です。

在宅薬学総合体制加算1（豊岡店）

- (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出をしている。
- (2) 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績が年24回以上ある。
- (3) 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）を整備し、周知している。
- (4) 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講をしている。
- (5) 医療材料、衛生材料の供給体制を整備している。
- (6) 麻薬小売業者免許の取得をしている。

●医療DX推進体制整備加算

当薬局の全店舗が以下の基準に適合する薬局です。

- (1) オンラインによる調剤報酬の請求をしている。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を整備し、活用している。
- (3) 電子処方箋により調剤する体制を整備している。
- (4) 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制を整備している。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制を整備している。
- (6) マイナ保険証の利用率が一定割合以上ある。
- (7) 医療DX推進の体制に関する掲示をしている。
- (8) サイバーセキュリティの確保のために必要な措置をしている。

●かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局のうち豊岡店及び朝来店が以下の基準を満たし、かかりつけ薬剤師が在籍する薬局です。

- (1) 保険薬剤師の経験3年以上
- (2) 週32時間以上の勤務
- (3) 当薬局への1年以上の在籍
- (4) 研修認定薬剤師の取得
- (5) 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬局」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

●在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局のうち豊岡店では、患者さまのご自宅等に訪問し、薬剤の管理・服薬指導を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出をしています。

●医療情報取得加算

当薬局のうち全店舗で、オンライン資格確認システムを導入しています。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を、同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでいます。

個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局の全店舗では、医療の透明性の確保及び患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出いただきますようお願いします。

長期収載品の選定療養について

当薬局の全店舗では、長期収載品（後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬）の調剤において、医療上の必要性が認められないにも関わらず、先発医薬品の調剤を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1＋消費税）をお支払いいただきます。

容器等保険外費用

当薬局の全店舗では、正規に必要な量以上に軟膏及び水剤の容器を求められる患者さまに対して、必要に応じて容器代を負担していただく場合があります。